

中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金の申請受付開始

原油価格や原材料価格の高騰等により、売上が減少し、経営が逼迫している中小企業や個人事業主を支援するため、6月補正予算で事業化した「中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金」について、7月15日から申請受付を開始します。

1 対象者

- ① 事業復活支援金(国制度)の受給者
- ② 経営円滑化貸付(原油価格高騰、原材料価格高騰)の利用者

2 支給額

・①のうち、売上減少率が50%以上の者 ・②の者	・①のうち、売上減少率が30%以上50%未満の者
中小法人等 30万円 個人事業主 15万円	中小法人等 20万円 個人事業主 10万円

3 申請受付期間

令和4年7月15日(金) 9時 から 令和4年9月30日(金) まで

4 申請方法・申請先

申請方法：原則、電子申請 申請先：兵庫県中小企業等一時支援金事務局

5 募集要項や詳細な必要書類

兵庫県庁及びひょうご産業活性化センターのホームページに掲載します。

6 問合せ先

兵庫県中小企業等一時支援金事務局コールセンター

(電話番号) 050-8882-9440 (開設時間) 午前9時から午後5時(土日祝日を除く)

7 支給開始日

8月初旬予定

〈問い合わせ先〉

地域経済課 経営支援班 電話：078-362-3313

公益財団法人ひょうご産業活性化センター経営推進部経営・商業支援課 電話：078-977-9076

H P : <https://web.hyogo-iic.ne.jp/>